

令和5年9月21日

豊田市長 太田 稔彦 様

下山地域会議
会長 吉田 嘉尚



答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき令和5年4月20日付けで諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 森林所有者の山離れへの対応策

(1) 森林所有者が所有林に対する関心を高めるため、お互いの所有林を見て話し合う現地検討会を開催するなど、森林所有者が森を見て学ぶ機会を設けることを検討してください。

(2) 森林所有者が所有林の価値を再認識するため、人工林や天然林の経済的価値や、水質保全や土砂災害防止などの森林の公益的機能について、具体的で分かりやすく森林所有者にPRする取組を検討してください。PR活動の際には、「新・豊田市100年の森づくり構想」の趣旨に沿って、森林の価値は100年という長期の単位で考えること、これらの価値を子供や孫の世代まで引き継いでいくことを、しっかりと伝えることが肝要だと考えます。

(3) 森林所有者の山離れが進んでいる現状を踏まえ、森林所有や管理に関する様々なことを、所有者が気軽に相談できる相談窓口の開設を検討してください。森林所有者の困りごとは、地域森づくり会議方式や直近の間伐事業ではありません。所有する人工林・天然林の長期的な管理方針・施業計画の決定、治山事業や支障木伐採などの防災面の対応、固定資産税や相続税、登記など制度手続き対応など、所有者の困りごとは様々です。これらについて、ワンストップで相談できる森の相談窓口が必要になっていると考えます。

2 地域全体での森林の維持管理の方策

不在村地主や所有面積の小さい所有者など、継続的に森林管理していくことが困難な森林所有者がいます。そのような所有者がまとまっている区域や、災害防止や木材生産の面で重要な区域については、森林経営管理制度を用いた市による森林管理や、森林組合の長期施業委託契約等による森林管理を検討してください。